

令和8年度新アリーナを核とした開発における交通等影響評価検討業務
公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

令和8年度新アリーナを核とした開発における交通等影響評価検討業務

2 業務の目的

本市では令和8年6月22日、レバンガ北海道とアリーナ整備の検討について、連携して検討を進めることに合意し、レバンガ北海道が候補地とする市内4カ所の候補地について、整備後における周辺道路や公共交通機関等に与える影響を検証する必要がある。

本業務は、それぞれの候補地にアリーナや付帯施設(商業等)が整備されたと仮定した際の発生集中交通量の変化を分析し、周辺道路や公共交通に与える影響を検証するとともに、発生が想定される課題の抽出とその対応案について検討することを目的として行うものである。

3 業務概要

別紙仕様書案による。

4 業務規模

24,794千円を上限額とする(消費税及び地方消費税10%を含む)。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで

6 成果品

調査結果を報告書の形式でまとめ、電子データ一式(Google Workspaceで閲覧・編集可能なファイル形式及びPDF形式)で提出すること。提出方法は、別途、委託者と受託者で調整することとする。

7 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社(者)とし、他の構成員は協力会社(者)となる。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(5)を満たす必要があることに注意すること。
- ※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。
- ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

(1) 本業務に取り組む上での視点及び方針

新アリーナ整備による周辺道路や公共交通機関等への影響を的確に把握し、実効性のある課題対応案を検討するという本業務の目的達成に向けた、全体的な視点や重視する取組方針について提案すること。

(2) 新アリーナを核とした開発における交通等影響評価の実施手法について

ア 交通量調査及び発生集中交通量の推計

候補地4か所という複数エリアを対象とした調査及び推計を、効率的かつ高精度に実施するための具体的な手法や工程上の工夫について提案すること。

イ 動線計画、評価及び対策の検討

交差点需要率等の評価手法、ならびに必要となる交通対策や公共交通等に与える影響の抽出・整理における独自のアプローチや具体的な検討手順を示すこと。

(3) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄(最新の交通シミュレーション技術の活用、関係機関との円滑な調整手法など)があれば提案すること。

(4) スケジュール案と業務遂行体制について

限られた業務期間内に4か所の評価を完了するための円滑な業務スケジュール案及び、交通計画等の専門的知見を有する実効性のある業務遂行体制について提案すること。

(5) 類似業務等実績

本業務に類似・関係等のある過去の業務実績があれば示すこと。

9 申込方法

(1) 提出物

以下(ア)～(オ)の構成で一式とし、「正本用」と「副本用」の2種類のファイルを用意すること。「正本用」は表紙に事業所名等及び責任者を明示し、「副本用」には提案事業者を特定できる情報は非表示とすること。

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 業務従事者一覧(様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(様式自由)

※ 積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(2) 提出方法及び提出先

電子メールとする。下記のメールアドレスあてに電子データ(PDF形式)にて提出すること。メールの件名は「令和8年度新アリーナを核とした開発における交通等影響評価検討業務の提出書類一式(事業者名)」とすること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 5階南側

札幌市 まちづくり政策局政策企画部政策推進担当課(電話 011-211-2139)

メールアドレス:seisaku.suishin@city.sapporo.jp

(3) 提出期限

令和8年10月6日(火) 正午【必着】

(4) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書(様式5)に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課宛に電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「札幌市役所本庁舎のあり方検討業務 質問書」とし、令和8年9月24日(木)12:00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス:seisaku.suishin@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

回答は電子メール又はFAXにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和8年度新アリーナを核とした開発における交通等影響評価検討業務」企画競争実施委員会(以下、「実施委員会」という。)において、後述「12評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募件数が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者25分(説明15分、質疑10分)を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。
- (4) 審査スケジュール(予定)
- ア 一次審査(書類審査) 令和8年10月7日(木)
- イ 最終審査(ヒアリング) 令和8年10月13日(火)
- ※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)、(2)及び(3)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組む上での視点等について	
本業務に取り組むうえでの持つべき視点、特に重視する点や課題意識等が適切なものとなっているか。	10
(2) 自動車交通に関する影響評価の実施手法について	
1. 動線計画の検討 動線計画の検討にあたり、考慮すべき内容や検討手法が適切な提案となっているか。	20
2. 自動車交通に関する評価 自動車交通の対策の検討にあたり、考慮すべき内容や考え方が現実的で適切な提案となっているか。	20
(3) その他公共交通等に関する影響評価について	
公共交通(JR、地下鉄等)や下水等のインフラに与える影響と課題の整理にあたり、考慮すべき内容や考え方が現実的で適切な提案となっているか。	20
(4) 業務全体について	
1. スケジュール案 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	10

2. 独自提案 独自提案が、業務の目的を達成するにあたり、独自性があり有効なものとなっているか。	10
3. 体制及び実績 交通計画等に関する専門的知見を有し、実効性のある業務遂行体制が提案されているか。 また、過去の類似・関連業務の実績が、本業務全体を円滑に進められると判断できる十分なものであるか。	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。（複製を含む。）
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。（複製の作成を含む。）
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所5階)
 札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 政策推進担当課
 担当:宮浦 TEL:011-211-2139 FAX:011-218-5109